

【令和5年（2023年）9月改訂】

都民の健康と安全を確保する
環境に関する条例による

工場に係る認可申請・ 届出の手引き

八王子市環境部環境保全課

〒192-8501 八王子市元本郷町三丁目24番1号

環境改善担当：(042) 620-7255

大気汚染対策担当：(042) 620-7217

FAX (042) 626-4416

E-mail：b111100@city.hachioji.tokyo.jp

あなたのみちを、
あるけるまち。  **八王子**

目 次

ページ

1. 工場設置（変更）認可申請の概要	2-5
(1) 工場の設置（変更）について	
(2) 工場設置（変更）認可の申請方法について	
(3) 申請書の提出期日について	
(4) 申請書への押印について	
(5) 認可手数料について	
(6) 工場設置（変更）認可申請から認定まで	
2. 工場に係るその他の届出等	6-12
(1) 氏名等変更届（条例第87条）	
(2) 廃止届（条例第87条）	
(3) 廃止又は施設等の除却時の土壌汚染状況調査等の義務（条例第116条）	
(4) 承継届（条例第88条）	
(5) ばい煙濃度、水質の測定等（条例第94・95条）	
(6) 地下水揚水量の報告（条例第97条）	
(7) 適正管理化学物質使用量等の報告（条例第110条）	
(8) 事故届等（条例第98条）	
(9) 公害防止管理者の設置及び届出（条例第105条）	
(10) 表示板の掲出（条例第85条）	
(11) その他の法令の届出等	
【資料】	
・環境確保条例による工場（条例別表第1）	
・有害ガス（条例別表第3）	
・有害物質（条例別表第4）	
・適正管理化学物質（規則別表第11）	
3. 工場設置（変更）認可申請書の記入例	
(1) 工場設置（変更）認可申請書（第7号様式その1・その2）	13-14
(2) 敷地内建物の配置及び給排水系統図（別紙1その1）	15
(3) 建物棟別明細書（別紙1その2）	16
(4) 機械設備明細書（別紙1その3）	17
(5) 公害防止措置の概要	18
(6) 案内図	19
(7) 配置図	20
(8) 平面図（機械設備配置図）	21-22
(9) 立面図	23-24
(10) 矩計図（断面図）	25

※都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（以下「環境確保条例」という。）の各様式は、八王子市ホームページの以下の場所からダウンロードできます。

トップ > くらしの情報 > 生活・環境・交通・住宅 > 環境 > 生活環境 > 環境・公害規制法令に係る届出様式 > 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例

ホームページアドレス

<https://www.city.hachioji.tokyo.jp/kurashi/life/004/001/008/p007089.html>



1. 工場設置（変更）認可申請の概要

(1) 工場の設置（変更）について

環境確保条例では、工場を設置又は変更しようとする者は、第81条（工場の設置の認可）又は第82条（工場の変更の認可）の規定に基づき、あらかじめ、知事（市長）の認可を受けなければならないとしています。

なお、認可を受けるには、環境確保条例で定められている規制基準及び構造基準等に適合する必要があります。

(2) 工場設置（変更）認可の申請方法について

認可申請は、環境確保条例及び環境確保条例施行規則（以下「規則」という。）に定める所定の書式及び方法により行ってください。

必要書類は以下のとおりです。2部ご提出ください（正本と副本各1部）。

- ① 工場設置（変更）認可申請書（第7号様式その1・その2）
- ② ※¹変更の概要（変更の場合のみ）
- ③ 敷地内建物の配置及び給排水系統図（別紙1その1）
- ④ 建物棟別明細書（別紙1その2）
- ⑤ 機械設備明細書（別紙1その3）
- ⑥ ばい煙、粉じん、有害ガス、悪臭、汚水、騒音、振動、地下水の別紙（別紙2～7）
（設置する施設の内容により必要となります。）
- ⑦ 添付書類一覧（⑧～⑮についての添付書類一覧）
- ⑧ 公害防止措置の概要（第7号様式その2の別紙）
- ⑨ 案内図（敷地の周囲50m及び100mの範囲にラインを記入）
- ⑩ 配置図（敷地境界が示されたもの）
- ⑪ 平面図（機械設備配置図）
- ⑫ 立面図
- ⑬ 矩計図（断面図）
- ⑭ ※²現在の土地所有者が確認できる登記事項証明書及び公図の写し（概ね3か月以内のもの）
- ⑮ 各資料
（機器カタログ、仕様書、設計計算書、騒音値・振動値データ、濃度等計量証明、ばい煙計算書、使用燃料成分表、煙突・煙道図面、SDS【化学物質等安全データシート】等）

※¹書類のサイズ：A3～A4
（大きい場合は折りたたんでください。）

※¹ 所定の書式はありません。

※² 土地を借りて事業を行う場合は、この他に土地所有者との賃貸借契約書等書類が必要となります。

(3) 申請書の提出期日について

工場に関する工事着工60日前まで。

※設備等の計画が概ね決定した段階で余裕をもって事前相談してください。

(4) 申請書への押印について

規則が改正され、申請書への押印が不要となりました。押印がない場合、窓口等で本人確認を実施します。詳しくは環境保全課へお問合せください。

(5) 認可手数料について

申請の種別・作業場面積により、以下のとおり認可手数料を納入いただきます。

種別及び作業場面積		手数料
設	500㎡以下	8,700円
	500㎡超1,000㎡以下	14,200円
置	1,000㎡超	20,200円
変 更		7,600円

(6) 工場設置（変更）認可申請から認定まで

① 事前相談（電話にて来庁日時等の予約をしてください。）

（事業者）申請内容の概要、機械設備、建物、主要生産品目、生産工程等がわかるものを準備して来庁してください。

（環境保全課）必要書類、申請方法、記載要領等について説明します。設備等の計画が概ね決定した段階で余裕をもって事前相談してください。
また、他法令に係る事項については、事前に所管課と調整しておいてください。

② 申請書の提出及び手数料の納入（電話にて来庁日時等の予約をしてください。）

（事業者）工場設置（変更）認可申請書を着工の60日前までに提出し、受理された場合には認可手数料を納入してください。

（環境保全課）申請書に不備がなければ受理します。ただし、必要書類が不足している場合等は、受理できません。

③ 内容審査

（環境保全課）申請内容が規制基準及び構造基準に適合しているかについて審査をします。また、審査に関連して書類の修正等を依頼することがあります。各基準に適合していると認められる場合は、認可書を作成します。認可、不認可の通知は、申請書受理日より60日以内に行います。

④ 副本、受理書及び認可書の受領

(環境保全課) 審査が完了しましたら、副本の返却及び受理書、認可書を交付する旨を事業者ご連絡します。

(事業者) 連絡を受けた場合は、来庁し、副本、受理書及び認可書を受領してください。

※受理書は、申請書受理の手続きが完了後に交付することができます。審査完了前に受理書の交付を受けたい場合はお知らせください。

⑤ 工事着工

⑥ 工事完了

⑦ 完成届の提出

(事業者) 設置又は変更工事が完成したときには、その日から15日以内に工事完成届出書(第9号様式)を提出しなければなりません。

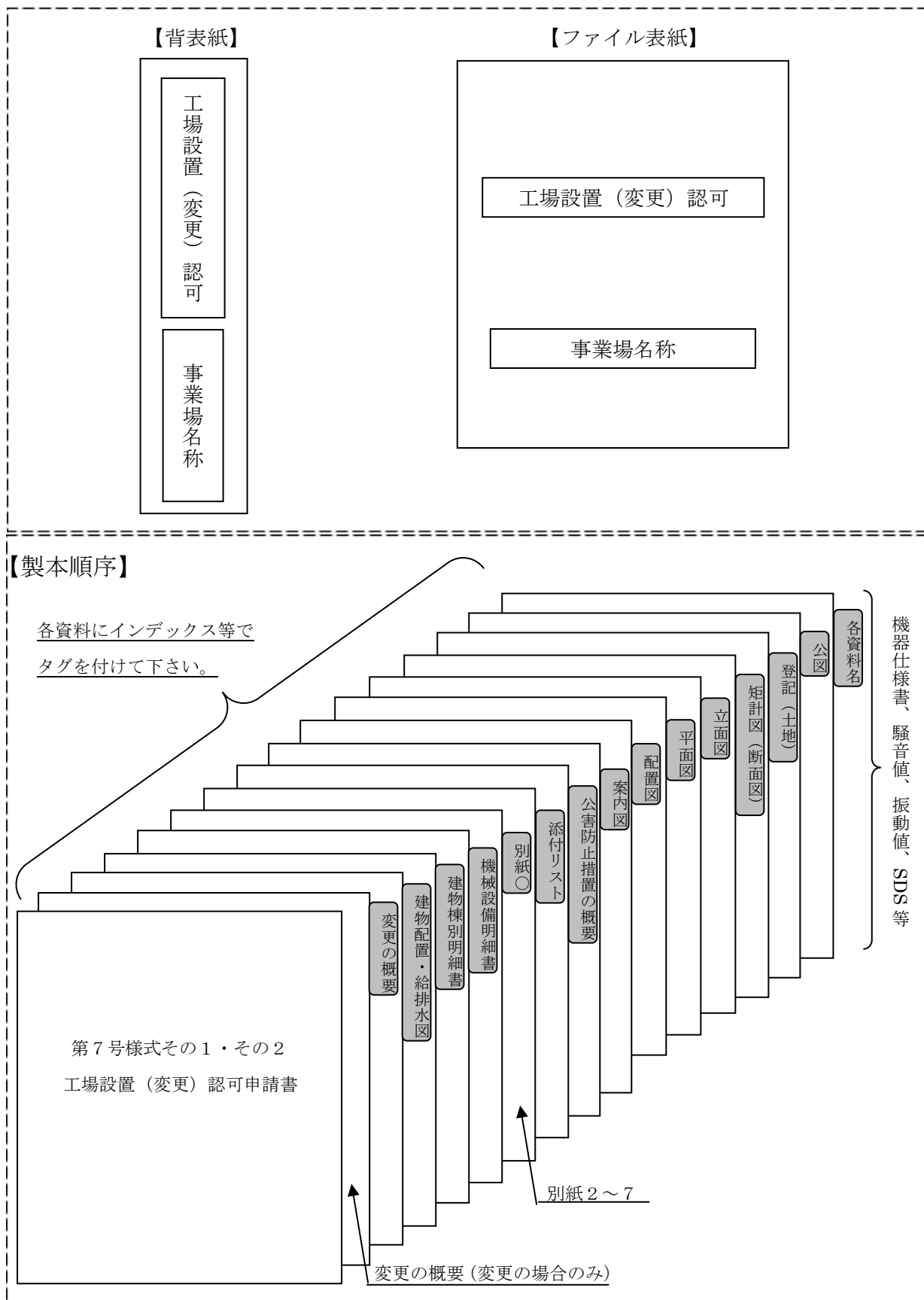
⑧ 完成検査及び認定書の交付

(環境保全課) 事業者から完成届が提出された場合には、工場が認可の内容及び条件に適合しているかどうか検査し、適合していると認められるときは認定書を交付します。

⑨ 操業開始

■工場設置（変更）認可申請製本例（参考）

環境確保条例第81条又は第82条の規定に基づき申請をする工場設置（変更）認可申請書は、下記のとおり正本及び副本の合計2部作成し、申請書類を紙ファイル等にまとめて申請をします。なお、副本については、内容審査終了後に返却します。



2. 工場に係るその他の届出等

工場の設置及び設備等の変更に係る認可申請とは別に、工場の操業にあたって、以下の届出等が必要な場合があります。

(1) 氏名等変更届（条例第87条）

事業者の氏名及び住所（法人にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、工場の名称及び所在地の変更があつた場合は、その日から30日以内に、工場（指定作業場）氏名等変更届出書（第13号様式）を提出しなければなりません。

なお、所在地の変更とは、所在地の地名の変更のみを指すのであつて、移転を伴う所在地の変更は、新工場等の設置にあたり、本届出の対象ではありません。

(2) 廃止届（条例第87条）

認可に係る工場を廃止したときは、その日から30日以内に、工場（指定作業場）廃止届出書（第14号様式）を提出しなければなりません。

(3) 廃止又は施設等の除却時の土壌汚染状況調査の義務（条例第116条）

工場を設置している者で、有害物質取扱事業者※³が、工場を廃止したとき又は施設等を除却する場合には、土壌汚染対策指針に基づき、規則で定めるところにより、土地の汚染状況調査を実施し、下記1、2の場合ごとに定められた日までにその結果を土壌汚染状況調査報告書（第32号様式）により提出しなければなりません。

なお、土壌汚染状況の調査にあたっては、事前に環境保全課までご相談ください。

1. 工場を廃止した場合

廃止の日から起算して120日を経過した日又は工場の全部若しくは主要な施設等※⁴の除却に伴い土壌の掘削を行う日の30日前のいずれか早い日。

2. 施設等を除却する場合

当該除却に伴い土壌の掘削を行う日の30日前まで。

※³ 上記1、2に該当する場合は、有害物質取扱事業者に該当するか確認するため、有害物質取扱状況報告書（条例）を提出してください。

※⁴ 主要な施設等とは、有害物質を取扱ったことにより土壌汚染を引き起こしたおそれがある施設等をいう。

(4) 承継届（条例第88条）

相続等により認可を受けた者の地位を承継した者は、その日から30日以内に工場（指定作業場）承継届出書（第15号様式）を提出しなければなりません。

(5) ばい煙濃度、水質の測定等（条例第94・95条）

工場を設置している者は、その工場のばい煙発生施設からばい煙を排出する場合、また汚水を公共用水域に排出する場合は、それぞれ規則第43・44条で定めるところにより、

ばい煙の濃度を測定し、また、汚水の水質を測定し、その結果を記録しておかなければなりません。

(6) 地下水揚水量の報告（条例第97条）

工場を設置している者は、揚水施設により地下水を揚水する場合は、規則第45条に定めるところにより、水量測定器を設置し、地下水の揚水量を記録し、地下水揚水量報告書（第18号様式）を提出しなければなりません。

(7) 適正管理化学物質使用量等の報告（条例第110条）

①使用量等報告書

一年間に100kg以上の適正管理化学物質（12ページ参照）を取り扱う者は、事業場ごとに、前年度の使用量の把握を行い、適正管理化学物質の使用量等報告書（第28号様式）により報告しなければなりません。

②化学物質管理方法書

一年間に100kg以上の適正管理化学物質を取り扱う者は、化学物質適正管理指針（東京都環境局ホームページ参照）により、化学物質管理方法書（条例第111条、第29号様式）を作成しなければなりません。また、当該事業所の従業員数（正社員数）が21人以上である場合には、化学物質管理方法書（条例第111条、第29号様式）を提出しなければなりません。

(8) 事故届等（条例第98条）

工場を設置している者は、事故により人の健康又は生活環境に障害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるばい煙、粉じん、有害ガス、汚水、騒音、振動又は悪臭を発生させた場合は、ただちに応急の措置を講じるとともに、事故の状況及び講じた措置の概要を通報し、工場（指定作業場）事故届出書（第19号様式）を提出しなければなりません。

(9) 公害防止管理者の設置及び届出（条例第105条）

規則別表第9の工場を設置している者は、公害防止管理者を選任し、作業の方法、施設の維持等について公害を発生させないよう監督を行わせるとともに、東京都公害防止管理者選任（解任）届出書（第23号様式）を提出しなければなりません。

(10) 表示板の掲出（条例第85条）

設置の認可を受けた者は、工場の名称等必要な事項を記載した表示板（第11号様式）を当該工場の公衆の見やすい場所に掲出願います。また、条例別表第8に記載された工場を設置した者は、3年を経過するごとに工場現況届出書（条例第86条、第12号様式）を提出しなければなりません。

(11) その他の法令の届出等

環境確保条例以外の法令の届出等が必要な場合がありますので、以下の内容については担当所管にお問い合わせください。

大気汚染防止法・ダイオキシン類対策特別措置法・騒音規制法 ・振動規制法・水質汚濁防止法・土壌汚染対策法に関する 調整区域での工場・指定作業場の設置に関すること	環境部 環境保全課
用途地域の確認に関すること	まちなみ整備部 開発審査課
用途地域ごとの建築制限に関すること	まちなみ整備部 建築指導課
クリーニング業に関すること	健康医療部 生活衛生課
廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく事業に関する こと	資源循環部 廃棄物対策課
下水道法に関すること	水循環部 水再生施設課
企業支援、工場立地法に関すること	産業振興部 産業振興推進課
計量法に基づく定期検査の対象となる計量器（トラックスケール などのはかり）の設置に関すること	市民部 消費生活センター

環境確保条例による工場（条例別表第1）

1. 定格出力の合計が2.2キロワット以上の原動機を使用する物品の製造、加工又は作業を常時行う工場（レディミクストコンクリートの製造については、同一の工場において1年以上行うものに限る。）

2. 定格出力の合計が0.75キロワット以上2.2キロワット未満の原動機を使用する物品の製造、加工又は作業で次に掲げるものを常時行う工場
 - (1) 裁縫、織物、編物、ねん糸、糸巻、組ひも、電線被覆又は製袋
 - (2) 印刷又は製本
 - (3) 印刷用平版の研磨(ま)又は活字の鋳造
 - (4) 金属の打抜き、型絞り又は切断（機械鋸(のこ)を使用するものを除く。）
 - (5) 金属やすり、針、釘(くぎ)、鋳(びょう)又は鋼球の製造
 - (6) ねん線若しくは金網の製造又は直線機を使用する金属線の加工
 - (7) 金属箔(はく)又は金属粉の製造
 - (8) つき機、がら機、粉碎機又は糖衣機を使用する物品の製造又は加工
 - (9) 木材、石材若しくは合成樹脂の引割り又は木材のかんな削り若しくは細断
 - (10) 動物質骨材(貝がらを含む。)、木材(コルクを含む。)又は合成樹脂(エポナイト及びセルロイドを含む。)の研磨(ま)
 - (11) ガラスの研磨(ま)又は砂吹き
 - (12) レディミクストコンクリートその他のセメント製品の製造（レディミクストコンクリートの製造については、同一の工場において1年以上行うものに限る。）
 - (13) 魚肉又は食肉練製品の製造又は加工
 - (14) 液体燃料用のバーナーの容量が1時間当たり20リットル以上又は火格(ごう)子面積が0.5平方メートル以上の炉を使用する食品の製造又は加工

3. 次に掲げる物品の製造、加工又は作業を常時行う工場
 - (1) 金属線材(管を含む。)の引抜き
 - (2) 電気又はガスを用いる金属の溶接又は切断
 - (3) 厚さ0.5ミリメートル以上の金属材うち打ち加工又は電動若しくは空気動工具を使用する金属の研磨(ま)、切削若しくは鋳(びょう)打ち
 - (4) ショットブラスト又はサンドブラストによる金属の表面処理
 - (5) 塗料、染料又は絵具の吹付け
 - (6) 乾燥油又は溶剤を用いる擬革紙布、防水紙布又は絶縁紙布の製造
 - (7) 溶剤又はラバーセメントを用いるゴム製品の製造又は加工
 - (8) ドライクリーニング
 - (9) テレピン油又は樹脂を原料とする物品の製造
 - (10) 石炭、亜炭、アスファルト、木材若しくは樹脂の乾りゅう又はタールの蒸りゅう若しくは精製
 - (11) たん白質の加水分解
 - (12) 合成樹脂の製造若しくは加熱加工又はファクチスの製造
 - (13) 石綿、岩綿、鉦さい綿、ガラス綿、石こう、うわ薬、かわら、れんが、土器類、陶磁器、人造砥(と)石又はるつぼの製造
 - (14) 電気分解又は電池の製造
 - (15) 床面積の合計が50平方メートル以上の作業場で行われるテレビジョン、電気蓄音器、警報器その他これらに類する音響機器の組立て、試験又は調整
 - (16) ガス機関、石油機関その他これらに類する機関の試験又は調整
 - (17) 発電の作業
 - (18) 金属の溶融又は精錬(貴金属の精錬又は活字の鋳造を除く。)
 - (19) 金属の鍛造、圧延又は熱処理
 - (20) 溶剤を用いる塗料の加熱乾燥
 - (21) 塗料、顔料若しくは合成染料又はこれらの中間物の製造
 - (22) 印刷用インク又は絵具の製造
 - (23) アスファルト、コールタール、木タール、石油蒸りゅう産物又はその残りかすを原材料とする物品の製造
 - (24) 電気用カーボンの製造
 - (25) 墨、懐炉灰又はれん炭の製造
 - (26) 動物質臓器又は排せつ物を原料とす

- る物品の製造
- (27) 油脂の採取若しくは加工又は石けんの製造
 - (28) 肥料の製造
 - (29) ガラスの製造又は腐しよく若しくは加熱加工
 - (30) ほうろう鉄器又はほうろう薬の製造
 - (31) セメント、生石灰、消石灰又はカーバイトの製造
 - (32) 硝酸塩類、過酸化カリウム又は過酸化ナトリウムの製造又は精製
 - (33) ヨウ素、いおう、塩化いおう、塩化ホスホリル、りん酸、水酸化ナトリウム、水酸化カリウム、アンモニア水、炭酸カリウム、炭酸ナトリウム、さらし粉、次硝酸ビスマス、亜硫酸塩類、チオ硫酸塩類、バリウム化合物、銅化合物、スルホンメタン、グリセリン、スルホン酸アンモニウム、酢酸、安息香酸又はタンニン酸の製造又は精製
- (34) 有機薬品の合成
 - (35) 火床面積が0.5平方メートル以上又は焼却能力が1時間当たり50キログラム以上の焼却炉を使用する廃棄物の焼却
 - (36) 油缶その他の空き缶の再生
 - (37) 金属の酸洗い、腐しよく、めっき又は被膜加工
 - (38) 鉛、水銀又はこれらの化合物を原料とする物品の製造
 - (39) 羽若しくは毛の洗浄、染色若しくは漂白、繊維の染色若しくは漂白又は皮革の染色
 - (40) 紙又はパルプの製造
 - (41) 写真の現像
 - (42) 有害ガスを排出する物の製造又は加工
 - (43) 有害物質を排出する物の製造又は加工

有害ガス（条例別表第3）

一	弗(ふつ)素及びその化合物	二十二	トリクロロエチレン
二	シアン化水素	二十三	テトラクロロエチレン
三	ホルムアルデヒド	二十四	ピリジン
四	メタノール	二十五	酢酸メチル
五	イソアミルアルコール	二十六	酢酸エチル
六	イソプロピルアルコール	二十七	酢酸ブチル
七	塩化水素	二十八	ヘキサン
八	アクロレイン	二十九	スチレン
九	アセトン	三十	エチレン
十	塩素	三十一	二硫化炭素
十一	メチルエチルケトン	三十二	クロルピクリン
十二	メチルイソブチルケトン	三十三	ジクロロメタン
十三	ベンゼン	三十四	1,2-ジクロロエタン
十四	臭素及びその化合物	三十五	クロロホルム
十五	窒素酸化物	三十六	塩化ビニルモノマー
十六	トルエン	三十七	酸化エチレン
十七	フェノール	三十八	砒(ひ)素及びその化合物
十八	硫酸（三酸化いおうを含む。）	三十九	マンガン及びその化合物
十九	クロム化合物	四十	ニッケル及びその化合物
二十	キシレン	四十一	カドミウム及びその化合物
二十一	塩化スルホン酸	四十二	鉛及びその化合物

有害物質（条例別表第4）

一	カドミウム及びその化合物	十五	1,1-ジクロロエチレン
二	シアン化合物	十六	1,2-ジクロロエチレン
三	有機燐(りん)化合物（パラチオン、メチル パラチオン、メチルジメトン及びE P Nに限 る。）	十七	1,1,1-トリクロロエタン
四	鉛及びその化合物	十八	1,1,2-トリクロロエタン
五	六価クロム化合物	十九	1,3-ジクロロプロペン
六	砒(ひ)素及びその化合物	二十	チウラム
七	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	二十一	シマジン
八	アルキル水銀化合物	二十二	チオベンカルブ
九	ポリ塩化ビフェニル	二十三	ベンゼン
十	トリクロロエチレン	二十四	セレン及びその化合物
十一	テトラクロロエチレン	二十五	ほう素及びその化合物
十二	ジクロロメタン	二十六	ふっ素及びその化合物
十三	四塩化炭素	二十七	塩化ビニルモノマー (別名クロロエチレン)
十四	1,2-ジクロロエタン	二十八	1,4-ジオキサン

適正管理化学物質（規則別表第11）

- | | | | |
|-----|------------------------------|-----|-----------------------|
| 一 | アクロレイン | 三十 | 水銀及びその化合物 |
| 二 | アセトン | 三十一 | スチレン |
| 三 | イソアミルアルコール | 三十二 | セレン及びその化合物 |
| 四 | イソプロピルアルコール | 三十三 | チウラム |
| 五 | エチレン | 三十四 | チオベンカルブ |
| 六 | 塩化スルホン酸 | 三十五 | テトラクロロエチレン |
| 七 | 塩化ビニルモノマー | 三十六 | 1,1,1-トリクロロエタン |
| 八 | 塩酸 | 三十七 | 1,1,2-トリクロロエタン |
| 九 | 塩素 | 三十八 | トリクロロエチレン |
| 十 | カドミウム及びその化合物 | 三十九 | トルエン |
| 十一 | キシレン | 四十 | 鉛及びその化合物 |
| 十二 | クロム及び三価クロム化合物 | 四十一 | ニッケル |
| 十三 | 六価クロム化合物 | 四十二 | ニッケル化合物 |
| 十四 | クロルピクリン | 四十三 | 二硫化炭素 |
| 十五 | クロロホルム | 四十四 | 砒(ひ)素及びその無機化合物 |
| 十六 | 酢酸エチル | 四十五 | ポリ塩化ビフェニル |
| 十七 | 酢酸ブチル | 四十六 | ピリジン |
| 十八 | 酢酸メチル | 四十七 | フェノール |
| 十九 | 酸化エチレン | 四十八 | ふっ化水素及びその水溶性塩 |
| 二十 | シアン化合物（錯塩及びシアン酸塩を除く無機シアン化合物） | 四十九 | ヘキサン |
| 二十一 | 四塩化炭素 | 五十 | ベンゼン |
| 二十二 | 1,2-ジクロロエタン | 五十一 | ホルムアルデヒド |
| 二十三 | 1,1-ジクロロエチレン | 五十二 | マンガン及びその化合物 |
| 二十四 | 1,2-ジクロロエチレン | 五十三 | メタノール |
| 二十五 | 1,3-ジクロロプロペン | 五十四 | メチルイソブチルケトン |
| 二十六 | ジクロロメタン | 五十五 | メチルエチルケトン |
| 二十七 | シマジン | 五十六 | 有機燐(りん)化合物（E P Nに限る。） |
| 二十八 | 臭素化合物（臭化メチルに限る。） | 五十七 | 硫酸 |
| 二十九 | 硝酸 | 五十八 | ほう素及びその化合物 |
| | | 五十九 | 1,4-ジオキサン |

本社・本店名等。代理人の場合は委任状提出の上で、連名とする。

変更の場合、直近の認可番号・年月日を記入し、該当変更事項に○をつける。

工場 **設置** 認可申請書
変更

押印については、1(4) 参照。

八王子市長 殿

該当する項目を○で囲む。

令和 ○年

住所 ○○○市○○町○○番地
氏名 **株式会社○○ 代表取締役** ○○ ○○
(法人にあっては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

第81条第1項

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例 第82条第1項 の規定により認可を受けたいので、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

既認可番号等	認可番号・年月日	第 号		年	月	日
	変更事由	1 業種	2 作業	3 建物	4 施設	
工場の名称	(株)○○○○					
工場の所在地	八王子市○○町○○番地					
地域等	用途地域		水域			
	準工業地域		公共下水道(分流)・公共下水道(合流) 多摩川水域			
業種 ①	① 一般機械器具製造業		② 別表第1の1 ()			
作業の種類 ②						
主要生産品目	ポンプ・電気等各種機械部品の製造					
資本金	500万 円		作業時間	8 時 00分から 17 時 00分まで(8 時間)		
自動車の出入口が接する道路の幅員	6.0m		100メートル以内の学校・病院等の所在位置	有 △位置:別紙(案内図)のとおりのとおり 無		
工事着工予定	令和 ○年 ○月 ○日		工事完成予定	令和 ○年 ○月 ○日		
従業員数	15 人		常用雇用者数	案内図に50メートル及び100メートルのライン記入。 人		
公害防止担当部課	担当部課 ○○部○○課 責任者氏名 ○○○○					
連絡先	所属 ○○部○○課 氏名 ○○○○ ← 申請者の担当者を記入。 電話番号 ○○○-○○○-○○○○ (ファクシミリ番号 ○○○-○○○-○○○○電子メールアドレス ○○○@△△△.n e .j p)					
※受付欄			※手数料			

該当するものを選択し記入。

案内図に50メートル及び100メートルのライン記入。

申請者の担当者を記入。

- 備考
- ※印の欄には記入しないこと。
 - 「既認可番号等」の欄は、変更認可申請時のみ記入すること。
 - △印の欄には、申請書に添付する各別紙に一連番号を付けた上、該当する別紙の番号を記入すること。
 - 「用途地域」の欄には都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域を、「水域」の欄には条例別表第7 4の部の付表の水域細区分の欄に掲げる水域を記入すること。
 - 「業種①、作業の種類②」の欄の「①」には日本標準産業分類の中分類項目を記入すること。また、「②」には条例別表第1に掲げる工場の種類を記入すること。
 - 「100メートル以内の学校・病院等」とは、工場の敷地の境界線から100メートル以内の学校及び病院並びに50メートル以内の保育所、診療所(患者を入院させるための施設を有するものに限る。)、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園をいう。
 - 「公害防止担当部課」の欄の「責任者氏名」には、公害防止管理者を置いている工場にあっては、公害防止管理者の氏名を記入すること。

敷地・建物	敷地面積	1 変更後 (設置)	740.35 m ²	「動力用電力の合計」の欄には原動機の定格出力合計を、「その他の電力の合計」の欄には原動機以外のその他の電力をそれぞれ、『機械・設備等の施設』合計値を明記。		
	建物の配置等	△別紙 (1 その1) のとおり				
	建物の棟別用途・構造・面積等	△別紙 (1 その2) のとおり				
		△別紙 () のとおり				
施の状況	機械・設備等の施設	△別紙 (1 その3) のとおり				
	構造・配置・使用方法	△別紙 () のとおり				
動力用電力の合計 (kW)		1:変更後	126.90 kW	その他の電力の合計 (kW)	2:変更前	42.20 kW
				総燃料油使用量 (l/日)		101/日
				総用水量 (m ³ /日)		1m ³ /日
				取水方法		公共水道
				総排水量 (m ³ /日)		1m ³ /日
工場で取り扱う有害ガス又は有害物質		なし				
作業の工程		搬入 → 切断 → 曲げ → 穴明 → 研磨 → 検査 → 出荷				
屋外の作業		なし				
公害防止措置の概要 (一時的作業に伴う措置を含む。)		別紙 (公害防止措置の概要) のとおり				

1は変更後、2は変更前(前認可)。設置の場合は1のみ記入。

備考参照

工程が多い場合、一般的でない作業は別紙に詳細を記入。

条例別表第3、4に掲げる有害ガス、有害物質のうち工場で取り扱っているものを明記。

P18参照。

- 備考
- 「建物の配置等」、「建物の棟別用途・構造・面積等」及び「機械・設備等の施設」の欄の別紙は、それぞれ、施行規則別記第7号様式の別紙1その1、その2及びその3を使用すること。
 - 「周囲の状況」の欄の別紙は、近隣の建物の用途、構造及び配置並びに道路の状況等を明らかにした図面とすること。
 - 「構造・配置・使用方法」の欄の別紙は、施行規則別記第7号様式の別紙2から別紙7までのうち該当する様式を使用すること。
 - 「動力用電力の合計」から「総排水量」までの欄は、設置認可申請時には「1」欄のみ記入すること。
 - 「動力用電力の合計」の欄には原動機の定格出力の合計を、「その他の電力の合計」の欄には電熱用電力、電解用電力等、直接当該工場の作業の用に供する電力で動力用電力以外のものの合計を記入すること。
 - 「工場で取り扱う有害ガス又は有害物質」の欄には、条例別表第3 有害ガスに掲げる物質又は別表第4 有害物質に掲げる物質のうち工場で取り扱っているものを記入すること。

敷地内建物の配置及び給排水系統図

別紙 () のとおり

- 備考
- 1 配置図には、建物の用途を記入すること。
 - 2 給排水系統については、給水（青）及び排水（赤）の色分けをすること。
 - 3 適当な図面があれば、それによることできる。

建物の棟別用途・構造・面積等

棟別 番号	新既 の別	用 途	階 数	構 造	建築面積 (㎡)	床面積 (㎡)	作業場面積 (㎡)
1	新	工場兼事務所	2	鉄骨造	450.90	901.80	775.20
合 計					450.90	901.80	775.20

棟番号を配置図にも明記。

変更の場合には、前認可で申請してある建物は「既」で明記。設置の場合は全て「新」。

作業場面積は、建物又は建物の部分のうち直接生産活動にかかわりない部分を除いた面積。

記入例① 工場設置認可申請時

機械・設備等の施設						
工場における施設番号	新既の別	種類	公称能力	台数	動力用電力 (kW) (原動機)	その他の電力 (kW) (原動機以外)
1	新	ショットフラスト (SB-300)	○	1	3.7	その他の電力は、 電気を熱や光（乾燥機、クーラー等） に変えて使用する 機械設備。
	新	バリトリキ (BRT-50)	○	1	3.7	
3	新	ベンダー (BD-850)	○	2	×3.7 = 7.4	
4	新	溶接機 (KK-400)	○	1		
公称能力（当該施設の保有する能力） が明確な施設は記入。（単位例 kN、 kg/h、m ³ /h、cm/h、O/h……）						
合計				5	14.8	21.2

設置認可の場合は、全て「新」と記入。

施設番号を各平面図に明記。

動力用電力は、電気を動く物（モーター等）に変える機械設備。

記入例② 工場変更認可申請時

機械・設備等の施設						
工場における施設番号	新既の別	種類	公称能力	台数	動力用電力 (kW) (原動機)	その他の電力 (kW) (原動機以外)
1	既	ショットフラスト (SB-300)	○	1	3.7	
2	移	バリトリキ (BRT-50)	○	1	3.7	
3	増	ベンダー (BD-850)	○	3	×3.7 = 11.1	
4	撤	溶接機 (KK)				21.2
5	新	溶接機 (KK)				10.2
合計				6	18.5	10.2

新たに設置する施設は「新」、
前認可で申請済みの施設で台数を増やした場合は「増」、
前認可で申請済みの施設は「既」、
移設する施設は「移」、
撤去された施設は「撤」と記入。

公害の種類ごとに、それぞれ対策事項を具体的に明記する。

公害防止措置の概要（例）

(1. 騒音 2. 振動 3. 水質 4. 大気 5. 化学物質 6. 土壌 7. その他)

1. 騒音防止対策

外壁をALC100mmとし、窓ガラスは厚さ6.8mmのアミ入りにします。

シャッター部については防音シャッターを使用します。

また、工場にはエアコンを設置し、開口部を閉めて作業をします。敷地境界には

ブロック塀（H=1.700）を設置します。

2. 振動防止対策

作業場の床は建物と縁を切り、コンクリートの厚さを150mmとします。

振動を発生する機械には防振ゴムを設置しますので、特に問題となる振動はないと考えます。

3. 水質汚濁防止対策

水を使用する作業はありません。また、生活系排水については公共下水道へ放流します。

（又は合併処理浄化槽を設置します）

4. 大気汚染防止対策

切削油等の臭気がありますが、使用量は少量のため特に問題ないと考えます。

有害ガスの使用については、除害装置を設置します。

5. 化学物質

化学物質の取り扱いについては、東京都化学物質適正管理指針に基づいて、化学物質の

使用量、製造量、製品としての出荷量並びにPRTR法第5条第1項に規定する排出量及

び移動量を把握し、化学物質の適正管理に努めます。

6. 土壌汚染防止対策

有害物質の取り扱いには注意し、保管は薬品庫で厳重に管理します。

有害物質の使用については地下浸透を防止する構造とします。

7. その他

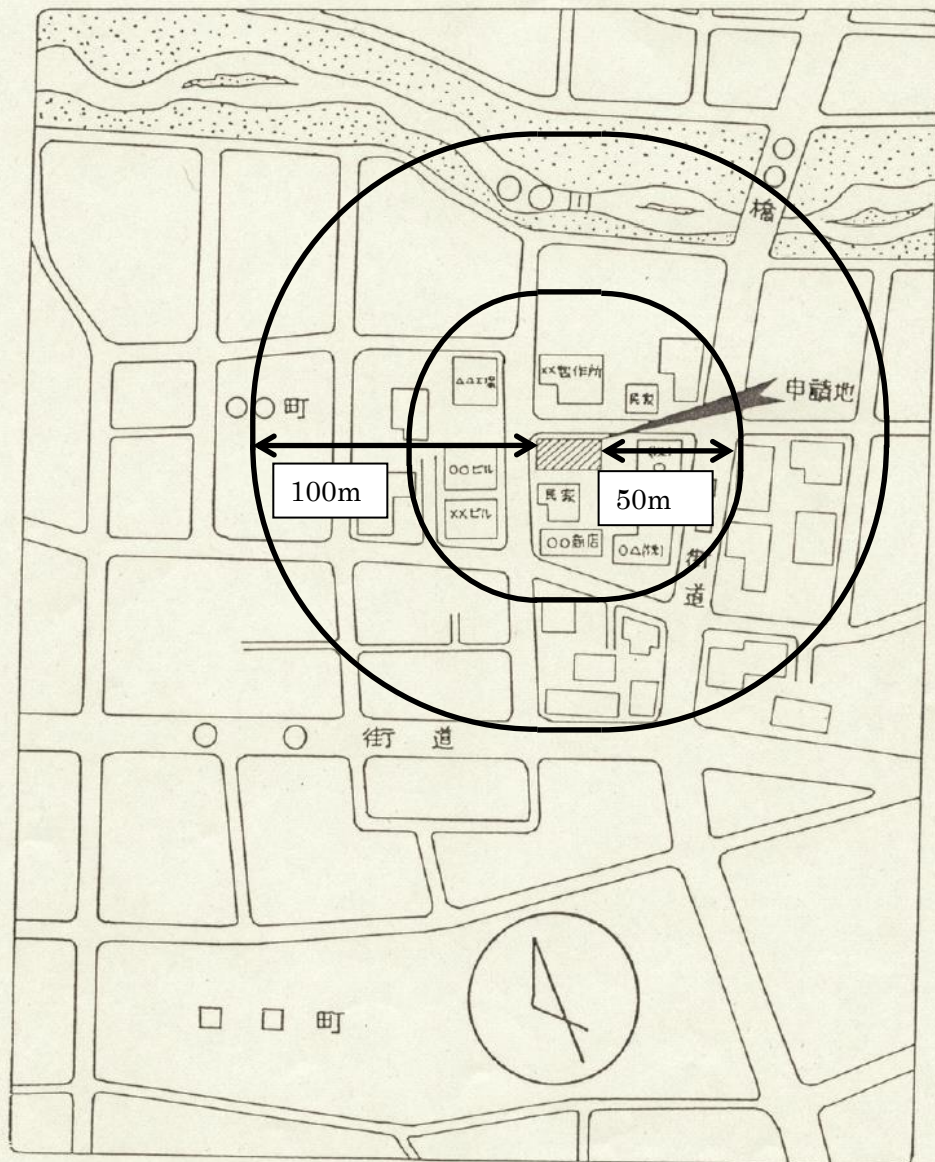
内容を確認の上、ご記入ください。

特記事項

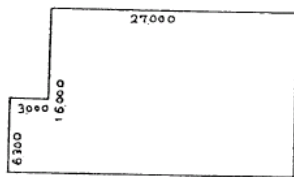
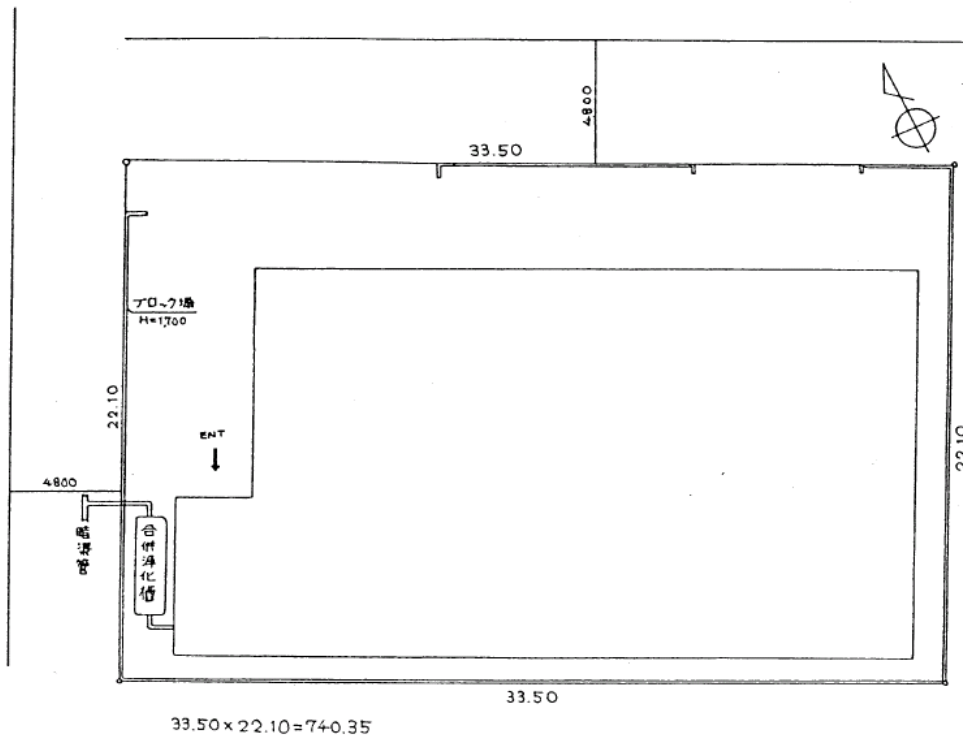
公害防止については、細心の注意を払いますが、万一公害問題が生じた場合は、その都度、

誠意を持って速やかに対応します。

案内図



配置図



$$27000 \times 16000 = 432,0000$$

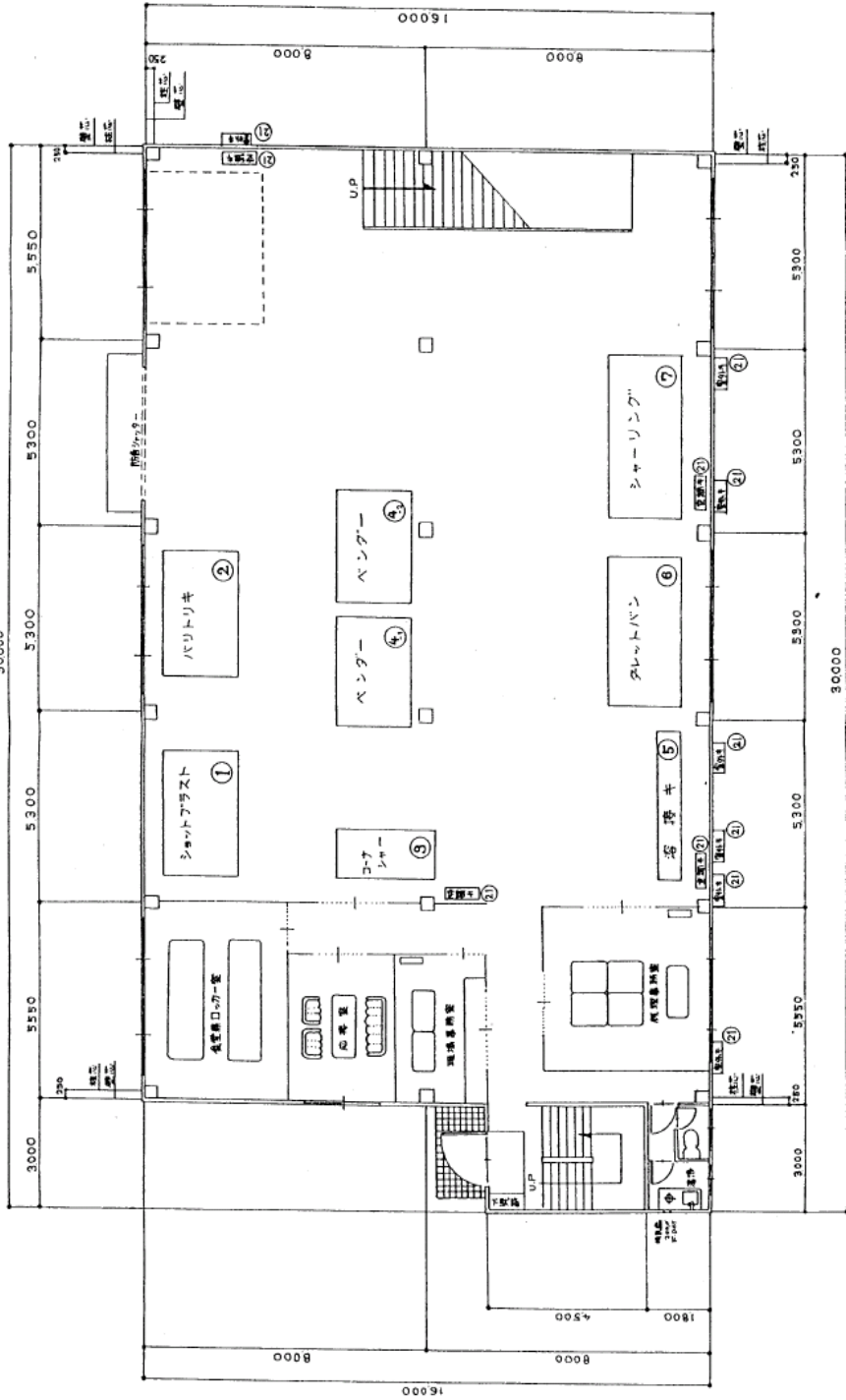
$$2000 \times 6300 = 12,6000$$

$$\hline 450,9000 (1F)$$

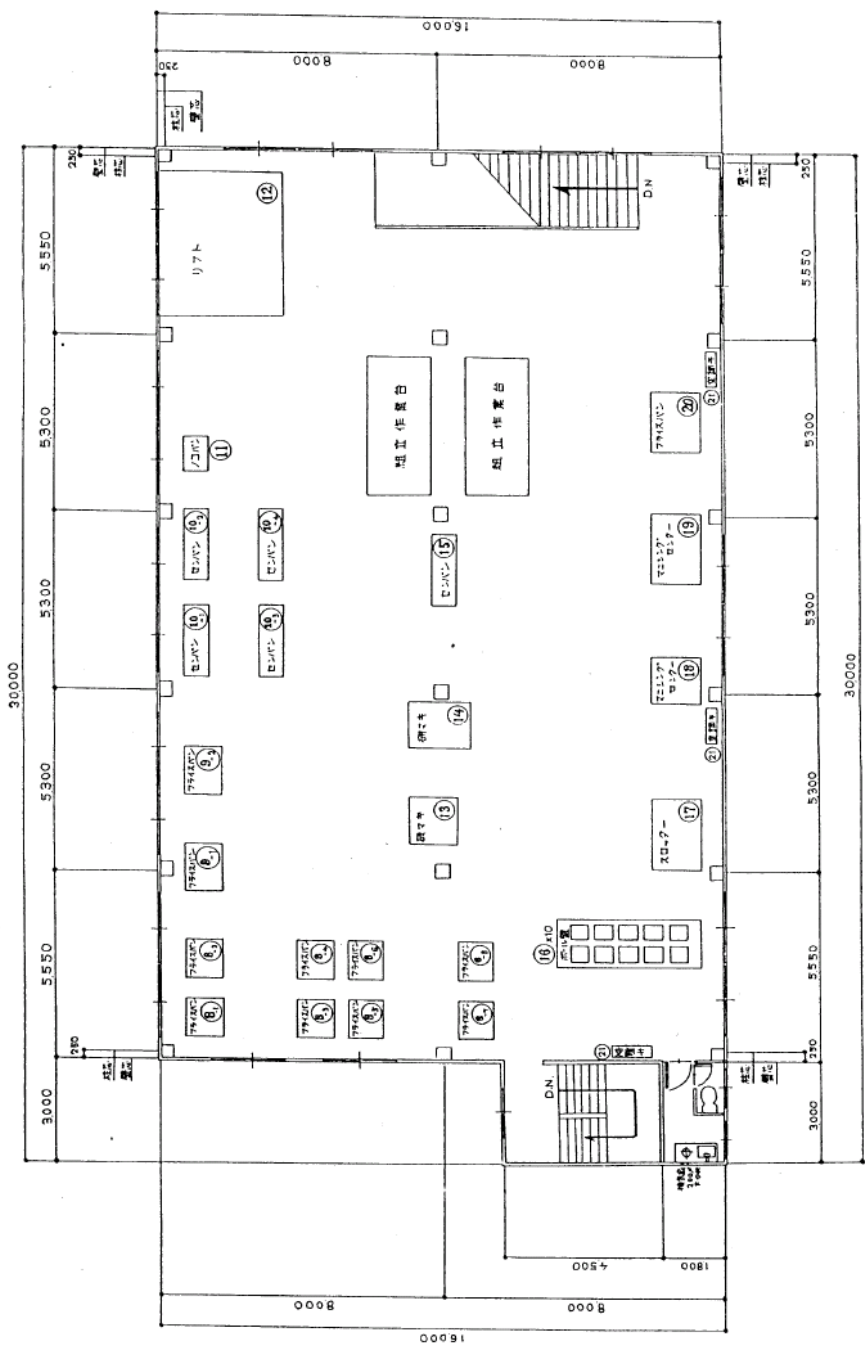
床面積計算図

面積表		
敷地面積	740.35	
建築面積	450.90	
床面積	1階	450.90
	2階	450.90
	延	901.80
(作業場面積)	(1775.20)	

平面図

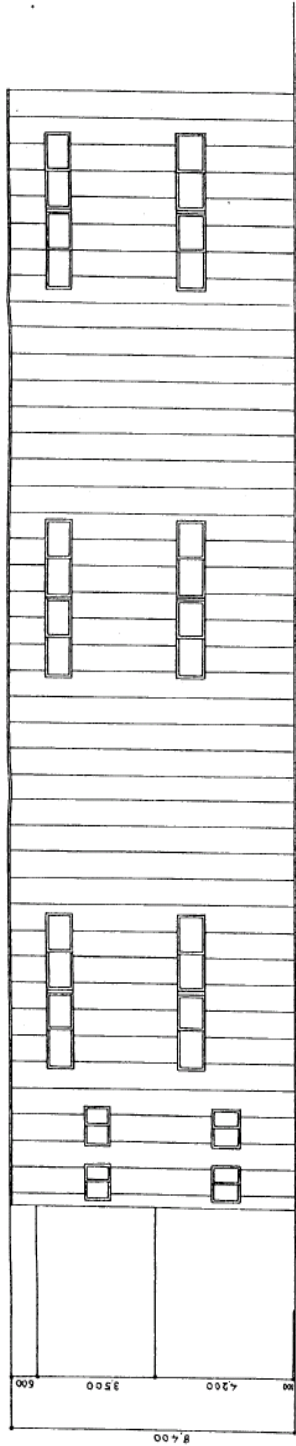


平面図

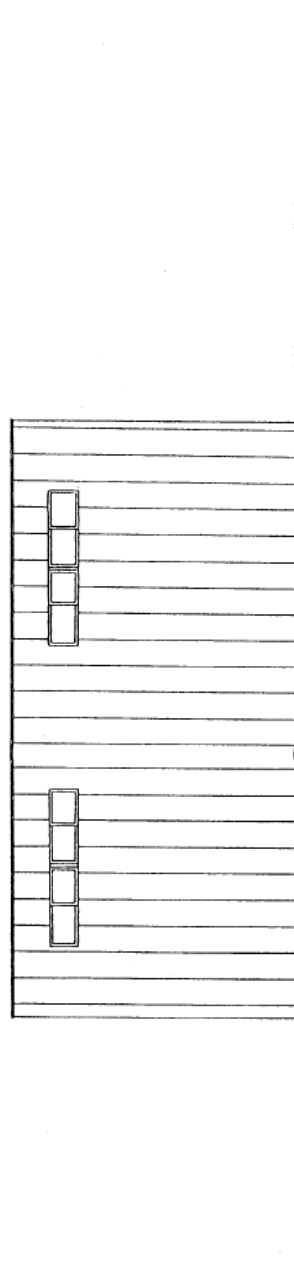


2階

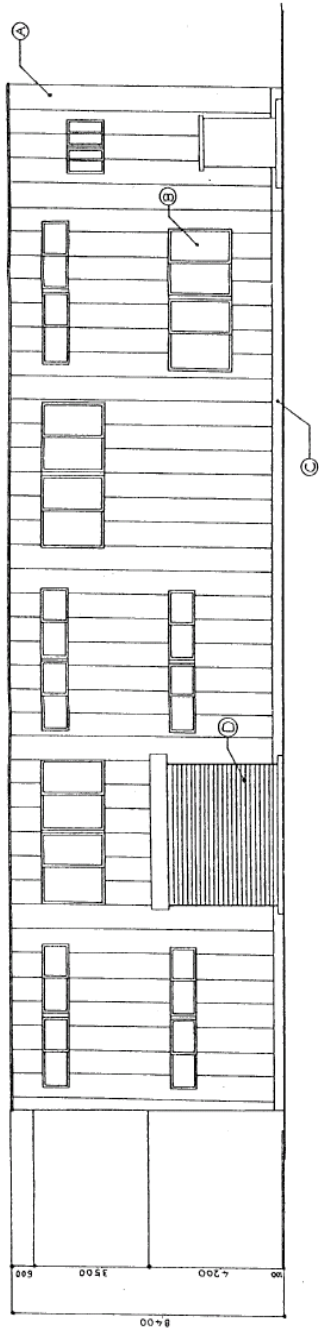
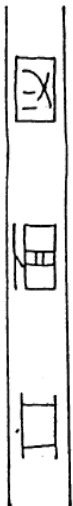
西面



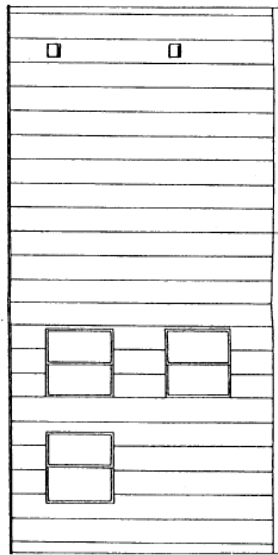
西面



東面



北面



西面

- ④ ALC 100、鋼骨コンクリート
- ⑤ アルミサッシ、アスファルト系68
- ⑥ 珪藻土入り断熱性引合
- ⑦ 防音シロア

矩 計 図

